



2015年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル
代表者名 代表取締役社長 村嶋 純一
(コード：6755 東証第1部)
問合せ先 法務部長 鈴木 俊祐
TEL (044) 861-7627

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、2015年6月23日開催予定の第96期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。(変更案第23条)
- (2) 当社は経営の監督と執行の分離を目的とし、2006年より経営執行役制度を導入しておりますが、今回、経営執行役の選任方法および役割等を明確にするため、経営執行役に関する規定を新設するものであります。(変更案第33条)
- (3) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく経営執行役から社長を選出できるよう現行定款第29条(役付取締役)を変更し、併せて、現行定款第16条(招集者および議長)についても所要の変更を行うものであります。(変更案第16条、第29条)
- (4) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたため、現行定款第32条(取締役の責任免除)および第43条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、現行定款第32条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第32条、第44条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年6月23日(火)
定款変更の効力発生日	2015年6月23日(火)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 ①株主総会は<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>②<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 ①取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②<u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第29条 取締役会はその決議をもって取締役社長1名を置くほか、<u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を置くことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 ①株主総会は<u>取締役会の決議に基づき代表取締役</u>がこれを招集する。<u>代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>②<u>株主総会の議長は、取締役会の決議により、社長または会長がこれにあたる。議長となるべき者に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(社長および会長)</p> <p>第29条 取締役会はその決議をもって<u>取締役または経営執行役から社長1名を置くほか、取締役から会長1名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 ①(現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>43</u>条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(経営執行役)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>当社は、取締役会の決議によって、経営執行役を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>44</u>条 ① (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (現行どおり)</p>